

## 支援する制度

行政機関や金融機関には、新規就農者の資金面の支援制度があります。制度を活用するには、まず「認定新規就農者」に認定されることが必要です。

### 認定新規就農者の認定制度について

- 「青年等就農計画」を作成し、就農地又は就農希望地の市町村長の認定を受ける。

#### 青年等就農計画 記載項目の例

・ 就農地・将来構想・品目・生産規模・施設機械等利用計画・経営構成など

- 認定後は別途審査を経て、制度融資などの支援を受けることができる。

#### ◆ 参照先

・ 農林水産省ホームページ 青年等就農計画制度について  
[https://www.maff.go.jp/j/new\\_farmer/nintei\\_syunou.html](https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html)

・ 千葉県ホームページ 就農準備（新規就農ガイド）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ninaite/shuunouguide/index.html>

#### ◆ 相談窓口

就農地又は就農希望地の市町村農政担当課

支援制度	参照先 と 相談窓口 <input type="text" value="検索"/>
<b>青年等就農資金</b> ● 新規就農者に対する無利子の融資制度	(株)日本政策金融公庫 青年等就農資金 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/seinen.html</a> ◆ 相談窓口 (株)日本政策金融公庫各支店又は農協窓口等
自治体、国（農林水産省など）、JAグループ による 新規就農支援情報	全国新規就農相談センター ポータルサイト <a href="https://www.be-farmer.jp/support/">https://www.be-farmer.jp/support/</a>  ◆ 支援情報 > 自治体の支援情報、国の新規就農支援施策、JAグループの新規就農支援

### 相談窓口

就農地又は就農希望地を所管する各農業事務所（県内10カ所）

- 千葉県農業者総合支援センターホームページ 各農業事務所

<https://support.chiba-agri.com/farmer/new/>

